

平成二十八年二月十日発行
皇學館論叢第四十九卷第一号 抜刷

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について

— 祈年祭・神御衣祭再興を事例として —

山
田
恭
大

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について

— 祈年祭・神御衣祭再興を事例として —

山田 恭 大

□ 要 旨

戦国時代の混乱によって朝廷の祭祀（朝儀）はその多くが断絶することとなってしまった。しかし、江戸時代に入ると、伊勢例幣使、皇太子冊立の儀、大嘗会といった朝儀の多くが再興されていくこととなる。この朝儀再興の動きの中では賀茂祭や石清水放生会といった神社の祭祀も再興されていくこととなる。同様に伊勢神宮でも元禄十二年（一六九九）、祈年祭や神御衣祭といった今日でも続く祭祀が再興されることとなる。この祈年祭・神御衣祭の再興される過程を、主に「神宮編年記」を用いて検討していく。そして、当時の幕府と朝廷が朝儀再興を行う意図を明らかにし、元禄期の朝儀再興運動の意義について述べる。

□ キーワード

朝儀再興 祈年祭 神御衣祭 山田奉行 朝幕関係

はじめに

大嘗祭や新嘗祭といった朝儀⁽¹⁾は戦国時代の混乱によって断絶の憂き目を見た。しかし、江戸時代に入ると、伊勢例幣使、伊勢公卿勅使、石清水放生会、皇太子冊立の儀、大嘗会、賀茂祭といった多くの朝儀が再興された。このような江戸時代の朝儀再興に関する研究は、その多くが朝幕関係の問題の中で論じられてきた。

例えば、「江戸時代の天皇は、朝廷の儀礼よりも、また人民に善政を施すことよりも、神事の再興を第一とし優先していた。」⁽²⁾との藤田覚氏の指摘の通り、朝儀の再興は朝廷・天皇の意向によるところが大きいとする研究がある。⁽³⁾

その一方で、高埜利彦氏は、朝儀の再興について幕府には、朝廷統制政策・身分的秩序編成の一環・幕府が国家安全祈禱を行う統治者であることの明示、といった意図があったと説明している。⁽⁴⁾このように、朝儀再興を幕府の政策の一環であると位置づける研究も少なくない。⁽⁵⁾

このような研究状況の中、間瀬久美子氏や並木昌史氏のように、実際の神事に関わる社家の動きから、朝儀について論じる研究も近年発表されている。⁽⁶⁾そこで、本稿では、元禄期に伊勢神宮（以下神宮と表記）で起こった祈年祭・神御衣祭の再興運動を事例に朝儀再興における神宮神官たちの動向について考察する。そして、この再興運動に対する朝廷・幕府の対応について整理し、元禄期の朝儀再興がどのような意義を持っていたのかについて考察する。

尚、本件の概略は、神宮史研究の先覚、大西源一氏が『大神宮史要』⁽⁷⁾にて触れているため、詳細な経過は同書を参照されたい。また、中西正幸氏も『神宮祭祀の研究』⁽⁸⁾にて再興の概略を述べている。

第一章 祈年祭再興に関する経過と背景

本章では、祈年祭の再興について述べる。祈年祭は、阪本広太郎氏の研究によれば、「今、延喜式に見ゆる神宮祭祀の概要を見るに、二月に奉幣があつて、両正宮並に荒祭宮・多賀宮に幣使自ら幣帛を奉らるゝことが規定されて居る。」⁽⁹⁾とあるように延喜式に規定され、毎年二月、両正宮と別宮の荒祭宮・多賀宮に幣帛が奉られる祭祀であつた。また、高栲氏によれば、「祈年祭・月次祭（神今食）は神祇官が機能し、官幣社の制度が稼働して行える神事」⁽¹⁰⁾であり、「これらが衰微するとこれにとつて代り、天皇が主だった神社に奉幣使（勅使）を遣わして祈年穀や雨乞などを祈念する神事が行われるよう」になつたが、「二十二社への祈年穀奉幣は応仁・文明の乱で廃絶する」⁽¹¹⁾こととなつてしまつたとしている。

以下は、主に大西氏も使用している神宮長官の政務記録「神宮編年記」⁽¹²⁾の記述を再確認し、氏の引用していない記述にも触れ、祈年祭再興について見ていくこととする。

元禄十二年（二六九九）、朝廷へ年頭御礼として内宮長官蘭田守洪⁽¹⁴⁾の使・蘭田守規が上京した。このとき、祈年祭・神御衣祭等について祭主の内意を伺うため、正月十四日祭主の家臣に次のような口上を述べた。

覚

（中略）

一、当宮祈年祭之儀守宗長官代神拝迄成共祭日相勤候様ニ神宮中申合、去年迄^茂相勤候、就夫ヶ様之聖代之節、再興奉願度御事候（後略）

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

神宮の祈年祭は、井面守宗が長官の代に神拝まででも勤めるように話し合い、去年まで勤めていた。しかし、「ヶ様之聖代之節」であるので再興したいとの主旨である。これに関連して、元禄八（一六九五）年の編年記「守宗記」¹⁵を参照しておく。

一、二月三日神宮廻文

神宮大切之事御座候ニ付今日集会仕候、各早々御寄合可被下候、以上

二月三日

家司大夫

二神主（以下九神主まで列記）

（中略）

一、同四日（中略）

二月九日祈年祭之神事氏経以来断絶之所、守宗長官官務之時当_テ再興仕度之願望禰宜中へ被申入、各相談_ニ而先々軽く其しるし迄_ニ取立可執行之と存、朝辰ノ刻ニ石壺_ニ而執行可仕者也

（中略）

一、同日（五日）神宮廻文

当月九日祈年祭之神事氏経已来中絶之所、各天下泰平五穀成就之為御祈禱、京都之奉幣も無_ニ之候へ共、先々軽く再興仕候間、各左様_ニ御心得被成禰宜中一宿之参籠_ニ而、九日ノ朝辰之刻_ニ執行可被申候間、何れも神事_ニ御従、御尤_ニ存候、以上

二月五日

御禰宜中

権禰宜御衆中

まず元禄八年二月三日に、家司大夫が各禰宜を招集する廻文を出している。翌四日には、「氏経」⁽¹⁸⁾の時代から断絶していた祈年祭の神事を再興したいことを、長官より禰宜へ申し入れ、相談の結果軽く形ばかりに取り立てて執行するべきと考え、九日朝辰の刻(午前八時ごろ)に石壺で執行することとなった。同五日、京都の奉幣はないけれども、まずは軽く再興するので、禰宜たちは参籠するようにとの廻文が禰宜、権禰宜に通達された。つまり、先の記述通り、前長官の時代・元禄八年の時点で、禰宜中の話し合いで簡単な神事の執行をしていたのである。

先の「ケ様之聖代之節」の語について朝廷との関連から考えると、元禄十二年は東山天皇の在位期間にあたる。米田氏は、歴代天皇の朝儀再興について時期区分を行い、靈元→東山天皇期を「天皇自ら朝儀の研究を行うのはもとより、朝儀の再興が積極的に行われた時代である」⁽¹⁹⁾と評価している。この靈元→東山天皇期(寛文三年「一六六三」→宝永六年「二七〇九」)には、延宝七年(一六七九)石清水放生会の再興、天和二年(一六八二)伊勢公卿勅使の派遣、天和三年(一六八三)皇太子冊立の儀の再興、貞享四年(二六八七)大嘗祭の再興といった朝儀の再興が次々と実現された。⁽²⁰⁾これらの指摘から「ケ様之聖代之節」という語は靈元・東山天皇期の朝儀再興を積極的に行う機運を指して述べた語であると考えられる。

元禄十二年に話を戻すと、同年二月五日内宮神主と長官の使が山田奉行所へ参上し、守宗の時の祈年祭再興を更に少し改めたいとの意見を述べた。すると、山田奉行長谷川周防守から神事について詳細な書付を提出するよう求められた。これを受けて内宮は以下の書付を提出した。

覚

一、於当宮二月九日祈年祭執行之儀者、天武天皇即位四年二月^{ニ始}而為五穀成就之御祈、官幣を被為獻進勅使参伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について(山田)

向被申より、以来代々連綿仕来、毎年二月九日を以執行仕御神事^二而御座候御事

一、件之御神事未刻計より相勤申儀^二而御座候、毎年祭主為勅使参向被申、御神馬^并御幣物御奉納有之、同官司参勤於二鳥居御塩大麻之行事且亦御手水、次玉串之行事、次於石壺祭主之祝詞神宮拝伏御祈之次第、玉串奉納之行事御座候、其後於一殿饗膳有之、次本宮石壺^二立婦拜舞等、諸事九月例幣之次第^二而御座候御事

一、此御祈之儀中絶仕御神拝迄^二而御座候処^二大切成御事故、元禄八年前長官守宗代^二少々再興仕候、其行事之次第^者、正權神主三色之物忌等を引率^而、第四之御門より参入仕石壺^二着座、此時長官八重神之前^二而祝詞を奉讀進、正權神主物忌等平伏^而五穀成就之御祈を奉執行、其後各三鳥居より退出仕候御事

一、右之御神事此度又再興仕、致執行度奉存候儀^ハ、則十二月御祭礼之次第^三仕、官司参勤被致、於二鳥居御塩大麻之行事、次手水、次玉串之行事、次石壺官司祝詞を讀進、神宮拝伏御祈之次第同玉串奉納之行事、其後於一殿酒肴有之、次本宮^二立婦拜舞有之、如此迄神宮神主等にて相調候分^者執行仕度奉存候、但勅使之行事御神馬^并御幣物等之儀無御座候然故、御門開不申候御事

一、年内四季之奉幣と申候^而、春二月九日、夏六月十七日、穠九月十七日、冬十二月十七日、如此毎年四度之例幣を被進、天下国家五穀豊饒之御祈を申上御事^二御座候、文明年中氏経長官代迄無相違被為行之候得共、其以後断絶仕、只今^ハ九月奉幣迄^二而御座候、当時御聖代之節神主等其俣^二差置申^茂歎敷奉存、六月・十二月之例^二准シ、先官司神宮迄^二而、御祈仕度奉存御断申上御儀^二御座候御事

卯二月六日

内宮^{神主中}
長官

この書付の要点は、①祈年祭は天武天皇四年（白鳳三年、六七五年）に初めて五穀豊穰の祈りとして（天皇から）官幣を献進され、勅使が参向して以来、毎年二月九日に執行された。②祈年祭の神事は未の刻（午後二時ごろ）から行つ。

毎年祭主が勅使として参向し、神馬や幣物が奉納された。③この祈年祭は十二月の祭礼の次第の通に行う。④、神宮の神主で調えられる分は執行したいと思つてゐる。ただし、勅使の行事や幣物等は行わない。⑤文明以前は、年四回の奉幣が行われていたが、現在は九月の奉幣のみになつてゐる。「御聖代之節神主等其俣^ニ差置申^茂歎敷」思うので、六月・十二月の例に準じて、まず宮司や神宮のみで御祈祷をしたい、ということである。

この二月六日の書付を受けて山田奉行所は神事執行の許可を出し、二月九日神事は無事執行された。このことを二月十二日内宮七禰宜が書状で、次のように祭主へ報告した。

任幸便一翰啓上仕候、先以其御境二位様・左京大輔様益御機嫌能御安泰可被成御座不浅恐悦奉存候、次御自分方無恙御勤可被成是又珍重^ニ存候、当地 宮中無御別条御静謐被遊御座候間、御心易思召可被下候、此等之趣宜御申上可被下候、猶又先月蘭田将監参上仕候節、窺御内意候祈年祭之儀当九日^ニ、十二月月次祭之通執行仕、宮司・神宮大慶仕御事^ニ御座候、此度再興仕候儀宮司・神宮^ニ相調候分、大方再興仕候、何とぞ窺時節奉幣使之儀も御再興有之候様^ニ奉願御事^ニ御座候、此儀可然御披露被成可被下候、猶委細期後喜之時候、恐惶謹言

猶々御衣祭之儀も当年形計^ニ成共、再興仕度奉存候間、先日申上候通役人共、申合補任之儀御願申上候儀も可有之候間、是又御序之節、御申上置可被下候、以上

二月十二日 内宮七禰宜

沢池図書様 守夏判

瀧 主馬様

書状中の「二位」は時の神宮祭主藤波景忠、「左京大輔」はその息子徳忠をそれぞれ指している。⁽²¹⁾まず、祈年祭が無事執り行われたことについての礼を述べ、今回は、宮司・神宮のみで整う分については再興した。時期を窺つて是非

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について(山田)

とも奉幣使についても再興してほしい、との内容である。天皇による勅使の派遣を「天皇からの崇敬の対象となること」であるとの高埜氏の指摘を踏まえると、神宮の最大の目的は勅使を派遣してもらい、祭祀に天皇の権威的裏付を持たせることであつたと考えられる。

これに対する祭主の家臣からの返答が二十三日到着した。

御札令拜見候、弥宮中御静謐貴様御堅固御勤仕被成候由珍重存候、当地二位殿・左京大輔殿倍御勇健御座候間、可御心易候、然者去比被窺御内意候、祈年祭之事如形御再興神事首尾能御執行之由、則令披露候者別而御喜悅之御事御座候、貴殿御志有之候間、ケ様ニ可有之と思召候由御噂御座候御手柄ニ存候、形計ニ成共不絶候得者、又連々幣使再興之事も有之物ニ候、加茂祭使三百年余中絶候得共、加茂神主江戸へ相詰、御訴訟申六ヶ年以前ニ再興復旧式候、其外加茂上下社神事中絶之事故数多候者、上下社司等在勤其功近年大形再興等被執行候、猶臨時祭勅使再興之事茂願、去比米倉丹後守殿巡見之節、願書上候由風聞候、且又四月御神衣祭も自当年形計成共、可被執行之由、御尤千万、其段申入候処殊勝思召候由被仰候、禰宜中位階昇進茂勝古代候神恩ケ様之事ニ而被報外者有間鋪存候、神宮大勢之事ニ候得、神事繁六ヶ數再興嫌輩も可有之候、其輩者其分ニ被指置、志有之衆斗ニ而被勤候様ニ有度事ニ御座候、神領不似古候得者難及旧式事ハ無是非各別之子細候、可調程之事ハ神拜斗成共神事形不絶候様ニ在度由常々二位殿被仰候、一事ニ而も再興專要ニ存ニ存候、内宮禰宜中其志候得、自其外茂勤候、左候得、別而大切ニ候、一禰宜殿神慮ニ御叶長久之甚珍重ニ存候、猶期後慶之時候、恐惶謹言

猶々内宮禰宜中神事再興之志感恩召候由、頃日宮司へも申遣候、以上

滝主馬 判

二月廿日

沢池凶書 判

内宮七禰宜様

御報

この書状では、祭主ら親子は神事を形式的であれ、継続的に行うことで「幣使」の再興も有り得るだろうと、賀茂祭の再興を引き合いに出し述べている。また、神宮の内部でも神事再興に関して嫌う輩もいるが、志のある者たちで神事が絶えることなく行っていけるようにしたいと述べている。

今回の再興に関して賀茂祭の再興が関連していることは、「祈年祭沙汰文」という史料からも窺うことができる。⁽²³⁾元禄十二年正月十四日、内宮の使・藺田守規が祭主家臣に祈年祭について口上を記した箇所が続けて以下の記述が見受けられる。

一、右之通神宮之所存申上候処⁽²²⁾、祭主二位殿御報言⁽²¹⁾神宮被申越通祈年・神衣之二祭者⁽²⁴⁾大切成儀⁽²⁵⁾候間、宮司⁽²⁶⁾江茂申通先神宮被相勤可然存⁽²⁷⁾事候、加茂八幡之神事亦御再興有之候、況伊勢之儀⁽²⁸⁾各別之儀⁽²⁹⁾御座候得⁽³⁰⁾者、神宮之勤行次第奉幣使御再興有間敷儀⁽³¹⁾不被存候間、先々形計成共執行仕可然之由御申越被成候

ここでも、祭主は賀茂祭・石清水放生会の神事が再興されたことを例に挙げ、神宮は格別であるはずなので、奉幣使の再興もないとは思われないと主張している。石清水放生会の再興の発端について並木氏が「朝廷側からではなく、江戸幕府に対して祭儀の助成金給付の請願を行った石清水八幡宮の働きかけによるものがまずは注目される⁽²⁵⁾」と述べている。つまり、石清水放生会の再興は社家の働きかけによるのも大きかったのである。

しかし、大西氏が「かくして久しく中絶していた祈年祭は漸く形ばかりは再興されたが、未だ奉幣には及ばず、明治二年に至って、それが復興されたのである。」⁽²⁶⁾と指摘している通り、勅使の派遣が実現するには明治の世を待たねばならなかった。以上のことから、神宮は他社の祭祀再興の動きを意識して、自らの祭祀も再興したいと目論んでい

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

たことが窺える。しかし、最大の目的であった勅使の派遣を受けるまでには至らなかった。

本章をまとめると、元禄八年内宮の禰宜たちは、簡単な神事のみではあるが、断絶していた祈年祭を再興させた。そして、元禄十二年の正月年頭の御礼に内宮の使は京都へ行き、靈元・東山天皇期の次々と朝儀が再興される「ケ様之聖代之節」であるため、祈年祭を再興したいと意見を述べた。そして、二月九日無事祭祀は執行された。

その後二月十二日付祭主家臣への書簡から、神宮の最大の目的は奉幣使の派遣であったと考えられる。ここから、勅使を派遣してもらうことで「天皇からの崇敬の対象」となり、古代以来の国家祭祀へ復古することを、神宮側は目指していたと考えることが出来る。言い換えればそれは、神宮神官たちにとって祭祀への権威的裏付けを得ることを意味する。しかし、勅使の派遣は江戸時代には行われなかった。その理由については後述する。なお、この書簡に対する祭主の返簡で、内宮や祭主が賀茂祭や石清水放生会などの祭祀再興の動きを意識していたことも窺える。

第二章 神御衣祭再興に関する経過と背景

第一章では、祈年祭の再興について整理してきたが、本章では神御衣祭の再興について述べる。神御衣祭は現在の暦で五月と十月に行われ、夏冬の衣更の時期に、和妙（絹）、荒妙（麻）の神御衣を奉納する祭りである。この神御衣は現在も神宮鎮座以来の伝統を有する機殿（八尋殿と称し、和妙は神服部機殿^{現・松阪市大垣内町}、荒妙は神麻績機殿^{現・松阪市中町}）で奉織される。⁽²⁷⁾

第一章で述べた元禄十二年正月十四日の祭主への口上で、蘭田は更にこう続きを述べ、祈年祭と同様に神御衣祭の再興を願っている。

① 一、当宮四月御衣之祭之儀、只今ハ御神奉納迄之行事相勤申事ニ御座候、此御衣祭之儀大切成御儀ニ御座候ヘハ退転敷敷奉存候、此御祭も先神宮之相勤申分迄を六月・十二月之御祭の例ニ准シ、当四月ハ神納斗ニ成共仕可申与奉存候、尤神服部・同神麻績之神人于今彼末孫相残有之候得ハ、此者共相隨候様ニ仕度存候御事候、此神人神宮へも折々相通候、機殿之跡少々之社共有之候、御衣も形斗ニ為致用意候事も成間鋪義ニ而ハ無之候間、荒妙・和妙之首尾を相調儀、神人等も相隨候様ニ成共、神宮斗ニ而成共先執行可仕と奉存候

② 一、神服部・神麻績之神人共補任之儀も相調候様ニ仕度奉存候

③ 一、右両機殿之領地も信雄之伊勢御支配之時御取上被成、只今ハ社地境内斗相殘御座候（以下略、番号は筆者註）
① 現在、四月の神御衣祭は御神の行事までになっており、神宮で勤める分までを六月・十二月の祭り（月次祭のこと）の例に准じて今年の四月より執り行いたい。神御衣を奉織する神服部・神麻績の神人に子孫があれば、この者たちを祭祀に従わせたい。

② 神服部・神麻績の神人の補任を調えるようにしたいと思つている。

③ 二つの機殿の領地は、北畠信雄が伊勢を支配していた時、取り上げに成り、現在は社地の境内のみが残つている。その他の神事も神宮の力に及ぶ物は、再興したいと思つている、というのが願いの内容である。この後、三月二十六日内宮の神主は服部機殿の役人神部右門を呼び寄せ、神衣祭を再興するつもりだが、古代の通り祭祀に従事するか確認を取つた。更に、いくつか神事についての質問がなされた。また、長官は七禰宜・五禰宜を通して神事にかかる費用は全て支出すると機殿役人に以下のように保証した。

此神事之義ハ本機殿ハ役人廿四五人も出申事候、然共只今者麻績ニも壱人も無之、服部ニハ其方達神事勤候ニおひてハ唯今神領無之義ニ候ヘハ、神事之入用其外往来之路銭此方ニ而之雜用抔ハ長官ハ可致候間、其方之雜作ニ成義ハ

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

無之候と申候

四月二日になると、五神主と七神主が山田奉行所へ参り、四月十四日・九月十四日に神御衣祭をどうにか再興したいという旨を申し上げた。更に、翌三日四禰宜・五禰宜・十禰宜が奉行所へ行き、神事執行の許可ができたことについて礼を述べ、神事の口上書と昨日の願状を修正したものを提出した。願状は以下の通りである。

申上口上之覚

一、於内宮年中致執行候御神事、当時断絶仕候内、祈年祭先頃形斗再興仕難有奉存御事^二御座候、然^者当月十四日・九月十四日織神衣祭之儀^者、神代之遺風相伝御鎮座以来執行仕神宮大切成御神事^三而御座候得共、是亦断絶仕罷在候、今 御聖代之節与申殊御祈祷之儀^二御座候間、形斗成共再興仕度奉存候、然共去頃祈年祭再興仕候上^三而御座候得、思召之程も憚多候得共、先奉窺御意候御事

(中略)

卯四月二日

内宮^{神主中}
長官

進上御奉行所

この願状によると、神御衣祭は「神代之遺風」を伝える神宮御鎮座以来の大切な神事であり、形ばかりでも再興したいと神御衣祭に対する内宮側の熱意が窺える。

中西氏は、神御衣祭について「本来、神嘗祭と当祭こそ神祇令以来の神宮祭祀きつての沿革をもち、四月の播種と九月の抜穂という農作業きつての重要な時期に神座を取り替えて神威の発揚を仰いだ⁽²⁸⁾」と述べている。このことから、神御衣祭は、神宮神官にとつて天照大御神の神威を発揚する重要な祭祀であったと考えられる。また神祇令以来の沿革を持ち、「神代之遺風」を伝える祭祀であったため、神宮神官たちは再興に熱意を見せたのである。

この後、四月七日長官から内宮中へ神事執行の許可が通達され、十四日神事は無事執行された。七神主は祭主へ無事神事を執行したと書状で通達したのに対し、七神主に祭主家臣から四月二十四日付の返状が五月二十三日に届いた。

去十五日之御札相届令拜見候、内々被窺御内意候神衣祭之事、当月十四日無風雨之難首尾能致執行候旨、委細御紙面之趣遂披露候処^ニ御欽悦不斜候儀数百年中絶之^マ処^マ要等当一三品以私力以如形再興之段、莫大之神忠感思召候、連々以御序可被達叡聞之由^ニ候、此上何とそ兩機殿領少^ニ而茂^ニ自関東御寄附、此祭後代迄不絶様^ニ有度事^ニ存候、猶又兩神部等補任之事何時^ニ而も可被仰上候、可被補任候、但当時機殿領無之候得^ハ任料之事^ハ調間敷候間、不及任料可被補候、機殿領再興之節^ハ如式法任料祭主殿宮司神宮中^江も可出候由、神部等一札為御書被補候様可然存候、猶期後慶之時候、恐惶謹言

追^而今度中絶再興之事偏貴殿常々之御忠有之故と思召候由、御尊^ニ御座候、仍内々被仰遣候御本神用繁多故、未書写候由御尤^ニ存候、寛々御写可被成候、又何^ニ而も御用本候^ハ、可被仰達候、以上

四月廿四日

滝主馬判

澤池図書判

内宮七禰宜様御報

（ここでは、祭主は祭祀の執行を喜び、一三品²⁹つまり長官の私力で再興したことに神忠を感じている事が分かる。また、祭主より神事再興について叡聞に達し、二つの機殿の神領を関東つまり幕府から寄付してもらい、この祭を後代まで絶えないようにしたいと祭主は考えている。さらに、機殿領が無いため任料には構わず補任し、機殿領が再興した暁には祭主・宮司・神宮へ任料を支払うようにしたいということについても注目しておきたい。これが神宮との共通認識かどうかは書かれていないが、神事再興に関して全て長官の私費で賄われていたため、神宮側としても金銭的

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

保証を確保したい願望はあったのではないだろうか。

米田氏は、明治初期の『禁中行事記聞』という史料を用い、幕末の公事における必要経費負担全体の三分の二が二条蔵(幕府の蔵)より支出されていたと述べている。³⁰⁾ここから、朝儀再興の財政的負担者は幕府であったことが分かる。そこで、神宮は幕府から機殿領を寄進してもらい祭祀にかかる費用を賄いたかったと考えられる。

しかし、大西氏が「かくして神御衣祭は、茲にほんの形ばかりではあるが再興されることになり、引きつづいて祭儀を執行されたが、機殿の神領寄進のことは終に実現を見るに至らなかつたのである。」³¹⁾と述べている通り、やはり機殿領の寄進も実現することはなかつた。

以上が、神衣祭の再興運動の顛末である。元禄十二年四月二日神主らは山田奉行所へ神御衣祭の再興を願つた。翌三日に出した願状によると、神宮にとつて神御衣祭は神祇令で規定されて以来の大切な神事であり、「神代之遺風」を伝える古儀であつた、と内宮が述べているところから、神御衣祭は、天照大御神の神威を発揚する重要な祭祀であつた。その後、山田奉行の許可があり、四月十四日無事神事は執り行われた。

また、四月二十四日付の祭主家臣からの書簡で祭主は幕府に機殿領を寄進してもらい、金銭的保証を得ようと望んでいたことがわかる。

第三章 九月の神衣祭と幕府・朝廷の対応

第一章・第二章で述べてきたとおり祈年祭・神御衣祭は元禄十二年に再興された。しかし、神御衣祭は年二回行われる神事であり、同年九月の神事も執り行うべきか、幕府や山田奉行は対応を迫られることになった。以下、幕府の

対応を中心に九月の神事執行について述べる。

まず、この時期山田奉行は二人体制を取っており、長谷川周防守勝知と久永丹波守重高が奉行として在勤し、元禄十二年時長谷川が奉行所に、相役の久永は江戸に詰めていた。二人体制の場合、奉行所に一年勤務すると江戸に戻り、代わって相役が奉行所に詰めることになっていた。

さて、元禄十二年三月江戸にいた久永奉行が新役の者と交代することになった。三月五日内宮五神主と家司役の一文字治大夫が奉行所へ行つたところ、長谷川奉行が出合い、以下のように言い渡した。

久永丹波守殿旧冬より持病之座庫指発役職勤り兼候^ニ付、御願被申上候得^ハ、先月廿七日^ニ奉行職御赦免之由江戸方^ハ未申来候得共、脇沙汰^ニ而内々聞申候^ハ、今日浅野隼人殿^ハ書状給、其文^ニ結構成御役義被為仰付恐悦仕候、委細被申渡義候^ハ、可承と申来候、然^ハ丹波守殿御赦免^ニ付替役と存候、未分明候得共我等役職被為仰付候節、為御悦使者杯を給候様^ニ覚候間、兼^而為心得内証申入候、此御悦^ニハ重^而分明之節可被申来候、此通長官何^茂御仲間中へ可被申渡候

つまり、久永が持病で役儀を勤められないため、免職を願い出て許可が下りた、と内々に聞き及んでいた。そこへ未だ正式な話ではないけれど、久永の替役として役儀を仰せつけられることになったと浅野隼人長恒⁽²⁾が内密に知らせてきた。いずれ正式に知らせが来るはずなので神宮中へも通達するように、とのことであった。これを受けて内宮側は廻文を発し、久永の替役として浅野が就任する予定であることを内宮中へ通達した。

この人事で、長谷川は、新役の浅野と交代するため江戸へ出立することになる。五月二十四日長谷川奉行が江戸へ向け出発することに決まったので、内宮神主が奉行所へ出向き、祝いの言葉を述べた。二十七日発駕の祝儀として長官の名代中川兵庫が山田奉行所へ向かったが、長谷川は予定より早く出発したため、挨拶することが出来なかった。

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について(山田)

代わりに長谷川の出発に間に合った外宮の名代から、「今日天氣能発足いたし候、長官ニも弥息災ニ相勤被申候」との長谷川の伝言を伝えられた。その半月後、無事江戸に到着した長谷川は以下の書状を内宮に遣わした。

御状令拜見候、先以御宮安全之由珍重存候、我等儀道中無恙令着、昨十二日参府之御礼首尾克申上大慶事候、早々預し趣過分ニ存候、猶期後音之時候、恐惶謹言

六月十三日

長谷川周防守判

内宮長官
神主中

しかし、この後長谷川は思わぬ処置を受けることとなる。これ以後、しばらく長谷川との連絡が途絶えるため、編年記には長谷川に関する記述が出てこなくなる。そのため、その間のことについてはかの史料で補う。

(元禄十二年七月二十六日) 山田奉行長谷川周防守勝知。伊勢内宮外宮の神主願とて。老臣にもうたへず。数年廢絶の二月祭祀を再興せしめしをもて。しばし遠慮命ぜられしかど御ゆるしあり。⁽³³⁾

(元禄) 十二年七月二十六日さきに数年断絶せし祭事を内宮・外宮の神主どもこひ申せしを、老臣へも達せず一己の所存をもつてこれをゆるし再興せしめ、参府のとき言上におよびし事越度なりとて出仕をとどめらるゝの、ところ今日にいたりてゆるさる。⁽³⁴⁾

これらの史料を見ると、江戸へ到着した長谷川は、老中へ訴えず神事を再興したことによってしばらくの間遠慮を申付けられ、元禄十二年七月二十六日免されるといふ事態になつてしまつた。

ここで、同時期の朝廷の動向を知るため、関白近衛基熙の日記を参照する。⁽³⁵⁾

元禄十二年七月十五日に、当日到来の武家伝奏正親町公通・柳原資廉の二人の口状が到来した。

口状

弥御機嫌能御座被成候乎、然著從紀伊守如此申越候、殿下へも得御意候而從是返答可申候由申遣候、如何様之儀候哉、兼々不承事候、当卯年今と御座候、二月・四月ハ先社中ニ而形斗之再興仕候哉、是又不存義ニ候、尤致候候可得御意候処、此間資廉持病強差出七夕ニも致不參、至唯今不快ニ候、公通も不劳平臥ニ候故、先書付口状等入御覽候、所劳少快候者、早々參上候而可申上候、以上

七月十五日

資廉

公通

この口状によると、紀伊守（松平信庸、当時の京都所司代(36)）から申ししてきたことに対し、基熙の了解を得て返答すると答えておいたとしている。返答する要件は、神宮の両祭の再興のことについてである。この記述によれば武家伝奏も祈年祭と四月の神御衣祭再興の事実について把握していなかったようである。この口状に続けて、所司代より到来した口上の覚と神事についての書付を載せている。

從所司

口上覚

伊勢神事之儀ニ付而承合候趣、別紙以書付申進候、委細可被仰聞候、以上

七月十三日

松平紀伊守（信庸）

柳原前大納言殿

正親町前大納言殿

覚

二月九日 祈年祭（中略）

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

四月十四日 神衣祭 (中略)
九月十四日

右神事之義幾久致中絶候処、再興申候由下として難致執行大札^ニ候ハ、向後差止可然歟、又^者形斗まなひ候迄に致執行事^ニ候ハ、上より之仰出無之候^而も執行不苦義^ニ候哉、承度存候、已上

七月十三日

松平紀伊守

紀伊守は、両祭が「下として難致執行大札」であるならば中止するべきであろうか、または形ばかり真似て執行するのであれば、天皇からの仰せもままに執行しても問題ないのか、確認したいとしている。これを見た関白近衛は次のようにその心情を綴っている。

上件之趣^者一向不存知子細間、面謁之時可迷惑存旨令返答候、凡為私再興不經 奏聞条奇恠^ニ候、殊一向於穩察^{マコ}者無是非^{判語不能} □ 中間及如此沙汰条、言語道斷歟、所司代一向不知案内之所為不足言者也、当所司代至今日所為之事為一事不甘心無智人也

と、やはり両祭の再興について知らなかったようである。五月二十三日付の書簡で祭主から叡聞に達するとしていたが、祭主側が再興の事実を隠匿していたのであろうか。ともかく、ここでは関白は奏聞もせず私的な再興を行うのは「奇怪」であると疑問視している。また、所司代について「不足言者」「不叶心無智人」と痛烈に批判している。

その後、十八日武家伝奏の二人が近衛の元にやってきて、先日の神宮の祭祀についてどのように返答するべきか相談した。決定の後、柳原資廉が所司代への書状を書き付けた。その書状が以下の通りである。

先日被示聞候 太神宮祈年祭・神衣祭形斗^ニ再興之事、書付之趣委細殿下へ言上候処、為社中之沙汰形斗^ニ執行候事何之障も有間布候、凡 神宮之義経次第候^而奏聞之事^ニ候、嚴儀之事^ニハ、奏聞も可有候へとも、形斗之事候条不可及其儀思召候、右之通兩人も御同前令存候、以上

七月十八日

正親町前大納言

柳原前大納言

松平紀伊守殿

内容は、祈年祭のことは神宮内のこととして形ばかりに執り行っていることなので、何の支障もない。神宮のことは順序を踏んで奏聞するので、重要な儀式であれば、奏聞も必要であろうが、形ばかりのことなので、それには及ばないという関白の考えである。武家伝奏の二人も同様に考えている、とのことである。これに対し、所司代から了承した旨の返書が届いた。

この朝廷の動向について考えると、米田氏によって「幕府と朝廷とは対立する存在ではなく、相互補完的關係において両者の關係を維持」⁽³⁷⁾していたと指摘がされている。また、藤田氏は、東山天皇は「幕府との協調と融和を目指した関白近衛基熙に支えられ朝廷を運営した」と述べている。⁽³⁸⁾一方で、朝廷自主路線をとっていた靈元上皇から政務を委譲された東山天皇期の朝廷は「幕府からの自立性を強めるどころか、幕府の力にひれ伏し、その中で存続した」⁽³⁹⁾とも述べている。

これらのことから、朝廷は、幕府に朝儀の費用を負担してもらっていた関係上幕府と協調的な關係を保つことを望んでいた。そして、朝廷が朝儀再興の許可を出すことで幕府の勘気に触れることを嫌った。このため、朝廷は神宮の独断を疑問視したが神宮内の執行であり、費用も神宮で賄うため、両祭の再興について不問に付したと考えられる。

神宮側へ話を戻すと、八月四日外宮家司大夫から長谷川奉行が去（七月）二十六日遠慮が赦免になったことを内宮家司大夫宛に知らせてきた。

その後、八月九日内宮と外宮の神主が山田奉行所へ参り、奉行所へ赴任してきていた浅野奉行から以下の通り言い

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

渡された。

内宮祈年祭・神衣祭之義周防守申分段々立申候^ニ付、此度從江戸申來候^者、再興神事之儀上より土屋相模守殿^{江被}仰出、相模守殿^江周防守へ被申渡候^者、弥再興神事之義御祈禱之事^ニ有之候間、弥形計^ニ執行為致可申段周防守方^江合被申越候間、弥形計^ニ執行可被致

内宮の祈年祭・神衣祭のことについて長谷川の言い分が段々立つようになってきた。江戸から言ってきたのは、將軍（綱吉）から老中土屋政直⁽⁴⁰⁾へ命令され、長谷川へ申し渡されたのは、再興する神事は祈禱のことであるので、よくよく形ばかりに執行しなさい、との内容である。

本章をまとめると、山田奉行長谷川周防守は、祈年祭・神御衣祭に許可を出した。しかし、老中へ報告せず神事執行に許可を出したため遠慮を申し付けられることとなってしまった。この後、幕府は京都所司代を通じて祭祀執行について確認を取った。これに対して、朝廷側は祭祀再興を容認する姿勢を見せた。この朝廷の意向を聞いてか長谷川の遠慮は解かれ、幕府（將軍）も祭祀執行について許可を出した。朝廷が神事執行を容認したのは朝儀再興の財政的負担者である幕府に対して協調的な関係を保ちたかったためだと考えられる。

第四章 両祭再興に対する意義

最後に朝儀再興における朝廷・幕府の立場を整理する。幕府が祭祀再興の費用を負担し、朝儀再興の最終決定権を持っていたことはこれまで述べた通りである。では、なぜ祈年祭の勅使派遣と神御衣祭の神領寄進は行われなかったのか、両祭再興以前に実際に再興された朝儀を事例に確認する。

元禄十二年までに実際に再興された朝儀は以下の通りである。

- ①延宝七年（一六七九） 石清水放生会の再興
- ②天和二年（一六八二） 伊勢公卿勅使の再興
- ③天和三年（一六八三） 皇太子冊立の儀
- ④貞享四年（一六八七） 大嘗祭の再興
- ⑤元禄七年（一六九四） 賀茂祭の再興

これらの朝儀の概要を以下に述べておく。

①石清水八幡宮放生会は、旧暦八月十五日に鳥や魚を放ち殺生を誡める祭祀である。延久二年（一〇七〇）に勅祭となっていたが、応仁・文明の乱を境に中絶していた。延宝七年石清水の神官の請願により幕府の支援を得て再興した。

②公卿勅使とは、神嘗祭の際に派遣される伊勢例幣使とは別に、皇室・国家・神宮の有事の中でも、特に大事が起こった時に三位以上の公卿または参議が勅使として派遣されることである。孝明天皇文久元年（一八六一）五月までに百二十五回派遣された。

③皇太子冊立の儀は、霊元天皇の皇位継承者として後の東山天皇である朝仁親王を皇太子とするために再興された。

④大嘗祭は、天皇が即位して初めて行われる新嘗祭のことであるが、東山天皇受禪に際して再興された。

⑤賀茂祭は、上賀茂神社と下賀茂神社の祭りで旧暦四月中の西の日に行われた祭礼である。この祭礼も石清水放生会と同じころ中絶したが、同じく幕府の支給で再興された。

これらの朝儀を便宜上二つに分類し述べていくこととする。一つ目の分類は朝廷が主体となつて再興された朝儀で

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

ある。②、③、④がこれに当たる。②の公卿勅使派遣は天和元年十二月に内宮が焼けたことを契機に、再興された。そして、公卿勅使の費用は幕府が拒否したため、朝廷の財政から支出した。⁽⁴¹⁾改めて述べるまでもないが、内宮は皇祖神である天照大神を祀る社であり、その社の一大事とあらば、朝廷が尽力し勅使を派遣するのは当然であろう。一章で述べた通り、勅使の派遣は「天皇からの崇敬の対象となること」であり、天皇からの崇敬を表象する儀式である。

次に③、④は関連する朝儀であるのでまとめて述べる。前述したことだが、靈元天皇の後継として東山天皇が立太子され、東山天皇即位に際して大嘗祭が再興された。しかし、幕府は以後に行われる皇太子の元服やそのほかの諸儀式について朝廷が経費を別に要求しないことを再興の条件とした。⁽⁴²⁾また、大嘗祭も「専ら朝廷の不屈の熱意と努力によって推進されたものであり、儀制上の不備と廷臣の経済的負担を犠牲として漸く達成」⁽⁴³⁾されたとの指摘の通り、儀式に関わる人々への下行（手当）や即位式で使う調度品や調進物の費用を削減し、儀式の一部を省略するなどといった朝廷側の努力によって結実した。

ここから言えることは、②、③、④のような天皇權威の表象に関わる儀式については、朝廷側が積極的に幕府に再興を働きかけ、実現させたということである。

二つ目の分類は幕府も積極的に支援して再興された朝儀である。①の石清水放生会の再興について並木氏によると、「その再興の発端は連年に及ぶ石清水八幡宮の請願によって、江戸幕府から放生会執行の助成金百石」⁽⁴⁴⁾が延宝六年（一六七八）に支給されたことから始まるとしている。また実際の祭祀において当日早朝宮中では宣命奏聞の儀が執り行われ、幣物を調進する内蔵使が派遣された。また、⑤の賀茂祭は賀茂県主一族による氏族祭祀を起源とし、奈良時代には国司が管轄する国祭としての性格が加わり、平安初期の大同年間に天皇直轄の公祭としての賀茂祭が始まった。⁽⁴⁵⁾その後、応仁の乱以降、中絶していた賀茂祭も江戸幕府によって再興され、その経費も幕府の蔵から支出さ

れた。米田氏によると、『禁中行事記』という史料には、賀茂祭に対して幕府は毎年一三三〇石ほど、堂上方に対して三百石ほど支出していたことが書かれているとして⁴⁶いる。

はじめにでも述べたとおり高埜氏⁴⁷は元禄期の幕府の朝儀復興には朝廷統制政策・身分的秩序編成の一環・幕府が国家安全祈禱を行う統治者であることの明示、といった意図があったと指摘している。また、井上智勝氏⁴⁸も朝家が有する国家祈禱権を利用することで、徳川政権には政権の正当性を高める目的があった。そして、古代天皇親政期の祭祀の復興者としての地位を示す意図があったと指摘している。

これらのことから、①、⑤のような朝儀は天皇・朝廷が直接関わる祭祀であり、幕府も朝廷権威を利用し、国家祈禱を統括する統治者としての役割を明示するのに都合が良かった。そこで、祭祀再興に協調し、財政的支援を行った。一方、祈年祭・神御衣祭はどうであったのであろうか。一、二章で触れたとおり、神宮側は、祈年祭・神御衣祭は古代以来の国家祭祀であり、「神代之遺風」を伝える古儀であると捉えていた。そこで、天皇の権威的裏付けを得るために古代以来の国家祭祀としての復古を望んでいた。

しかし、実態としては、祈年祭は「律令祭祀の中でも最も盛大な祭祀であったが、天皇の関与は認められない。平安中期になると、天皇が祈年祭に齋戒するなど関与することになるが、本来は関与してこなかったと考えられる。これは律令祭祀の成立時において祈年祭と天皇祭祀との関係が成立していなかったからであり、祈年祭が新たに律令制に加えられたことを意味する⁴⁹」と本来天皇が行う祭祀とは直接関係がなかった。また、前述の通り、神御衣祭も地元民が神御衣を織り立て奉納する祭祀であり、これもまた直接的に天皇が関わる祭祀ではなかった。前述の井上氏の論文で天皇親政期の祭祀への回帰について、「恒例祭祀の復興はあくまで理想であり、徳川政権が全面的に律令・王朝祭祀の回復を目指すことはなかった。一程度の祭祀の《再興》によって、体面が確保できればよかったのである⁵⁰」

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

とも指摘されている。

以上のことから幕府にとって、祈年祭・神御衣祭の再興は、朝廷権威を利用するという目的を満たすことができる朝儀とまでは認識されなかったと考えられるだろう。そのため、幕府は祭祀費用の捻出にも積極的ではなかった。ただ、ここでは幕府が神宮を軽視していたと言いたい訳ではない。幕府は、神宮の式年遷宮に際して協力的であり、金銭的に三万石程の米金を拠出している。⁽⁵¹⁾むしろ、このような負担を抱えているからこそ神宮の祭祀の全てに援助をすることが出来なかったとも言えるだろう。

小括すると元禄十二年前後は多くの朝儀が再興される時代であった。朝廷は朝儀のなかでも即位や皇祖神である神宮に直接かかわる祭祀は積極的に再興を働きかけた。他方、賀茂祭・石清水放生会のような朝廷祭祀に直接関わり、幕府の国家祭祀の復興者としての立場を明示できる朝儀には幕府も支援し、勅祭として再興を行った。しかし、祈年・神御衣祭は天皇が直接関与する祭祀とは幕府には認識されなかった。また、天皇権威を利用し、国家祈禱権の復興者という立場を明示するという幕府の目的と合致する祭祀でもなかった。このため、祈年・神御衣祭は元禄十二年以前に再興された朝儀と違い、勅使派遣や神領再興といった支援を受けられない「形ばかり」の再興に終わってしまったと考えられる。

おわりに

元禄十二年前後、幕府側で言えば、家綱・綱吉政権期、天皇側では霊元・東山天皇期に当たる時期は、石清水八幡宮放生会、伊勢公卿勅使、皇太子冊立の儀、大嘗祭、賀茂祭といった多くの朝儀が相次いで再興される朝儀再興の時

代であった。

幕府は、朝廷の宗教的権威を利用する一方、朝廷は朝儀再興の財政的負担者として幕府を利用するという両者の目的から、幕府と朝廷は融和的関係を構築していった。こうした時流は道家側も感じ取っており、石清水八幡宮や賀茂社の神官たちも幕府に祭祀再興を働きかけた。同じく神宮も祈年祭・神御衣祭を国家祭祀として復古を試みたが、幕府の目的とも、朝廷の目的とも合致する祭祀と認識されることは無く、支援を受けることができなかった。そのため祈年・神御衣の両祭は「形ばかり」の再興に終わることとなってしまった。

すなわち元禄期は、幕府にとって朝儀再興の費用を出す範囲の境界線を画定していく時期であったということが出来る。そして、幕府は朝廷が執行する朝儀の権威を利用し、国家祈禱権の保持者としての地位を明示していくこととなったと意義づけられる。

注

- (1) 朝儀の語句は、神社で行われる祭祀・神事を含みこむ語句であると考ええる。高埜利彦氏は、江戸時代の朝廷祭祀は三重の構造を持っており、①天皇を中心にしてもっとも内側の祭祀(「内」の神事)、②朝廷の表の儀礼として行われる祭祀(「表」の神事)、③その外側の内裏を離れた二十二社など畿内や各地の、朝廷と結び付きの深い神社で行われる祭祀(「外」の神事)があり、いずれも天皇・朝廷が主体になって神事が担われると整理している(高埜利彦「江戸時代の神社制度」『日本の時代史 元禄の社会と文化』《二〇〇三年、吉川弘文館》所収)二七〇頁。この定義に基づけば、本稿の事例は、③の祭祀に相当すると考える。

- (2) 藤田寛『天皇の歴史 江戸時代の天皇』(講談社、二〇一二年)二十六頁

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について(山田)

- (3) 武部敏夫「貞亨大嘗会の再興について」(岡田精司編『大嘗祭と新嘗』學生社、一九四五年)、前掲藤田『天皇の歴史 江戸時代の天皇』
- (4) 高埜利彦「十八世紀前半の日本―泰平の中の転換―」、『近世の朝廷と宗教』(吉川弘文館、二〇一四年)
- (5) 米田雄介「朝儀の再興」(辻達也編『日本の近世 天皇と将軍』中央公論社、一九九一年)、岡田莊司『日本神道史』(吉川弘文館、二〇一〇年)
- (6) 間瀬久美子「神社と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇 天皇と社会諸集団』所収、青木書店、一九九三年)、並木昌史「延宝七年 石清水放生会の再興」(『國學院雜誌』九十六卷七号所収、一九九五年)
- (7) 大西源一『大神宮史要』(平凡社、一九六〇年)
- (8) 中西正幸『神宮祭祀の研究』(国書刊行会、二〇〇七年)
- (9) 阪本広太郎『神宮祭祀概説』(神宮文庫、一九六八年) 一四八頁
- (10) 前掲高埜「江戸時代の神社制度」二八二頁
- (11) 同右 二八三頁
- (12) 両宮にいる十人の禰宜を叙任の順から一禰宜・二禰宜…(または、一神主・二神主…)と呼ぶ。その中でも、禰宜の中で最も権限のある一禰宜を長官と呼ぶ(『神宮要綱』、神宮司庁、一九七九年参照)。
- (13) 『神宮編年記』は、外宮・内宮両宮の長官の家政機関によって編纂された公務記録のことで、「長官日記」と通称される。内宮は慶安元(一六四八)から幕末まで、外宮は延宝四年(一六七六)から明治四年(一八七二)ころまでの記録が残っている。『神宮編年記』は政務を行っていた当時の長官の名を冠し、『守洪記』、『守宗記』などと記される。詳しくは神宮史料輪読会「資料紹介 『神宮編年記』(内宮長官日記)」(『皇學館大學 神道研究所紀要 第十六輯』所収)を参照。

本稿では主に神宮文庫所蔵『守洪記』（所蔵番号一門四三七五、写真版一門一五九一三―八八〇九二）を使用する（以下特に注記の無い場合、本史料より引用）。

(14) 守洪の長官就任期間は元禄十一年十一月五日から宝永二年閏四月十一日（『三重県史 資料編 近世2』「付表伊勢神宮長官」参照）。

(15) 長官就任期間 元禄七年十月二十六日～元禄十一年十一月四日（前掲『三重県史』「付表伊勢神宮長官」参照）。

(16) 神宮文庫所蔵「守宗記」一門四三七五（写真版一門一五九一三―七七）

(17) 「近世両宮事務官に政所（政所大夫と云ふ）公文家司あり。（中略）家司は宮庁の雑事を掌る。何れも一禰宜の被官たり。」（前掲『神宮要綱』との説明にあるように長官（一禰宜）の被官で雑事を行った者のことを家司と呼ぶ。この最上位の者を、特に家司大夫と呼ぶ。

(18) 氏経とは、藤波（荒木田）氏経のこと。室町中期の神宮祠官。応永九年生（一四〇二）～長享元年（一四八七）十月十二日没。

國學院大學日本文化研究所『神道人物研究文獻目録』（弘文堂、二〇〇〇年）

(19) 前掲米田「朝儀の再興」一六九頁

(20) 前掲藤田『天皇の歴史 江戸時代の天皇』一一九頁

(21) 國學院大學日本文化研究所『大中臣祭主藤波家の研究』（続群書類従完成会、二〇〇〇年）の「藤波家当主列伝」を参照すると、元禄十一年景忠が従二位に、徳忠が貞享元年に左京権大夫に任ぜられている。

(22) 前掲高埜「江戸時代の神社制度」二八四頁

(23) 神宮文庫所蔵「祈年祭沙汰文」（所蔵番号一門一七六五）。奥付に「件壹冊^者神主守夏^{（堀本徳）} 焉于時元禄二年三月日」とあるため、内宮九神主藺田守夏が記録したものである。

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について（山田）

- (24) 延宝七年石清水八幡宮の放生会が再興されているため、石清水放生会のことと見てよいだろう。
- (25) 前掲並木「延宝七年 石清水放生会の再興」二二頁
- (26) 前掲大西『大神宮史要』六三三頁
- (27) 前掲阪本『神宮祭祀概説』三二六頁
- (28) 前掲中西『神宮祭祀の研究』一〇四頁
- (29) 「二三品」の一とは一神主、三品とは三位のことを指す。時の長官、守洪は元禄十一年十一月二十八日に正三位に叙されているのでこちらとも符合する。『増補大神宮叢書 神宮典略』別冊二宮欄直年表
(神宮典略索引)（二〇〇六年、吉川弘文館）参照。
- (30) 前掲米田「朝儀の再興」一八〇頁
- (31) 前掲大西『大神宮史要』六四二頁
- (32) 『新訂完成重修諸家譜 第5』（統群書類従完成会、一九六五年）
- (33) 『新訂増補国史大系 第四十三卷 徳川実紀 第六篇』（吉川弘文館、一九三五年）
- (34) 『新訂寛政重修諸家譜 第13』
- (35) 「基熙公記」（陽明文庫所蔵。筆者は東大史料編纂所所蔵の写真帳を使用。請求番号六一七三一八七の三三）。尚、基熙の関白就任期間は元禄三年（一六九〇）から同十六年（一七〇三）である。
- (36) 『新訂寛政重修諸家譜 第1』
- (37) 前掲米田「朝儀の再興」二〇一頁
- (38) 前掲藤田『天皇の歴史 江戸時代の天皇』一二七頁
- (39) 同右 一二九頁

- (40) 『新訂寛政重修諸家譜 第2』
- (41) 前掲藤田『天皇の歴史 江戸時代の天皇』 一三〇頁
- (42) 同右 一二二頁
- (43) 前掲武部「貞享大嘗会の再興について」 一三五頁
- (44) 前掲並木「延宝七年 石清水放生会の再興」 十六頁
- (45) 前掲岡田『日本神道史』 六頁
- (46) 前掲米田「朝儀の再興」 一八二頁
- (47) 前掲高埜「十八世紀前半の日本―泰平の中の転換―」
- (48) 井上智勝「近世日本の国家祭祀」(『歴史評論』 第七四三号、校倉書房、二〇二二年) 八頁
- (49) 前掲岡田『日本神道史』 三二頁
- (50) 前掲井上「近世日本の国家祭祀」 一一頁
- (51) 上野秀治「江戸幕府と遷宮」清水潔ほか著『伊勢の神宮と式年遷宮』(皇學館大学出版部、二〇二二年) 一九一頁

付記

本稿の執筆にあたり、神宮文庫・東大史料編纂所・陽明文庫には、史料の閲覧・使用について御高配を賜った。心より感謝申し上げます。

(やまだ やすひろ・皇學館大学文学研究科博士後期課程国史学専攻)

伊勢神宮における元禄年間朝儀再興について(山田)